



## 7 付 議 案 件

議第 17 号 農地法第 3 条の規定による許可申請に対する許可決定について  
(所有権移転)

議第 18 号 農地法第 3 条の規定による許可申請に対する許可決定について  
(賃貸借権設定)

議第 19 号 農地法第 4 条の規定による許可申請に対する意見決定について  
(賃貸借権設定)

報第 6 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について

その他 農地法第 3 条第 1 項の許可を要しない権利取得の届出の受理について

4番委員 本日は7番委員、横山会長から欠席の連絡を受けております。小国町農業委員会規則第19条の規定により、会長職務代理として議事進行を務めさせていただきます。出席委員は6名で定足数に達しておりますので、本日の会議は成立します。

ただいまから平成30年第7回小国町農業委員会総会を開会いたします。

議長 日程は、配布のとおりでございます。  
会期は本日1日限りとしたいと思いますが、異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議ないようでございますので、会期は本日1日限りといたします。  
それでは日程に従い進めさせていただきます。

議長 本日の議事録署名委員は、1番委員、2番委員の両名をお願いいたします。

議長 それでは、議第17号「農地法第3条の規定による許可申請に対する許可決定について」を上程します。  
議第17号番号1について事務局に説明を求めます。

事務局 (説明)

議長 調査員に調査を依頼しております。調査員より報告をお願いいたします。

2番委員 今回申請のあった農地については、■■君の現在の■■に隣接した部分であり、周囲に与える影響もないと思われるので、問題ないものとして報告します。

議長 質問がありましたら発言をお願いします。ございませんか。  
無いようですので、これで質疑を終結いたします。直ちに採決いたします。  
議第17号番号1について申請どおり許可することにご異議無い方の挙手を求めます。

(全員挙手)

異議無いようでございますので、議第17号番号1について、申請どおり許可することにいたします。

議 長 次に、議第18号「農地法第3条の規定による許可申請に対する許可決定について」を上程します。

はじめに、番号1から番号9につきましては、議事参与の制限に該当いたしますので、農業委員会会議規則第10条の規定により、■番委員に退席を求めます。

(■番委員退席)

議第18号番号1から番号9について、事務局に説明を求めます。

事務局 (説明)

議 長 調査員に調査を依頼しております。調査員より報告をお願いいたします。

6番委員 今回申請のあった農地については、元々相対で借りていた土地だそうで、すでに耕作を行っており、今回正式に手続きをするものだったということです。なので、今までと状況はかわらず、特に問題ないものとして報告します。

議 長 質問がありましたら発言をお願いします。ございませんか。  
無いようですので、これで質疑を終結いたします。直ちに採決いたします。  
議第18号番号1から番号9について、申請どおり、許可することにご異議無い方の挙手を求めます。

(全員挙手)

異議無いようでございますので、議第18号番号1から番号9について、申請どおり許可することにいたします。

(■番委員入場、着席)

■番委員に報告いたします。議第18号番号1から番号9について、申請どおり許可することに決定されました。

議 長 次に、議第18号番号10から番号12について、事務局に説明を求めます。

事務局 (説明)

議 長 調査員に調査を依頼しております。

番号10から番号11については1番委員に、番号12については5番委員に調査をお願いしています。報告をお願いします。

1番委員 10番と11番について調査して参りました。22日の午後に現地で、■■■  
■■■さんが高齢のため、娘の■■■さんと■■■■さんの立会いの下現地を調査してまいりました。現地はそばにするということで、周りは■■■さんの田んぼだったり、近所の方の牧草だということで、周りに影響も無いということで10番に関しては問題ないと判断しました。

11番についてはこれも22日の午後に■■■■さんが遠方に住んでいるため、叔母の■■■■■さんと■■■■■さん立会いの下調査してまいりました。その土地は周りに■■■■■さんの土地などがあり、田んぼだけの場所でした。そこで水稲ということで、問題はないと思います。1箇所畑にしている場所もありましたけど、そこは家と田んぼの間のところ、家庭菜園のような感じであったのですが、綺麗に整備されていました。もう1箇所が車でいけないような場所で、山の中の林の中にあつたのですが、そこはワラビということで、周りに影響も無いということで11番について問題ないと判断します。以上です・

5番委員 番号12について、私の方から報告します。24日ですけども、借人の■■■  
■■■さん同行のもとに現地を見ながら話を聴いてきました。これについては経緯を説明しないとならないと思います。貸人の■■■さんと■■■■■さんは兄弟でして、お兄さんの名義の田を弟さんが借りるという格好になっています。というのもこれは、■■■さんが農業をやっておりませんので、近隣の■■■  
■■■さんという人に長年貸していたのですが、■■■さんが高齢、また機械が壊れたということで今年から耕作をやめたみたいでした。自分のものもやめたので、■■■さんのものも全部返すとなったみたいです。それで、■さんは農業をやっていないので、自分のところの田だから弟さんの■■■さんがやろうということのようです。ただ、■■■■■さんが新規就農者になっていて、今新規就農して5年目だったかと思います。新規の就農者についてはやはり農業委員会を通して全部貸し借りにしてくださいという要請があったということで、今回の申請となりました。現地の田は3筆ありますが、3筆とも

今のところは耕作していません。というのも牧草にするつもりようです。春と秋に蒔くほうが牧草が生えやすいということで、春に蒔けなかったのこれから草を刈って耕して、秋には蒔きますというようなことです。その田んぼの周りというのはさっきいいました、■■■さんの土地になっています。■■■さんの土地は作付していませんけども耕耘はしていますのでこの土地については場所、あとは兄弟あでの貸し借りということで問題ないのかなと思います。

議長 それでは番号10から12までにご質問がありましたら発言をお願いします。ございませんか。

無いようですので、これで質疑を終結し、直ちに採決いたします。議第18号番号10から番号12について、申請どおり、許可することに異議無い方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

異議無いようでございますので、議第18号番号10から12号について、申請どおり許可することにいたします。

議長 次に、議第19号「農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について」を上程します。議第19号番号1について事務局に説明を求めます。

事務局 (説明)

議長 調査委員に調査を依頼しておりますので、調査委員から報告をお願いします。

5番委員 この件に関しましては、22日の日に、■■■■■さんには電話連絡でお聞きしました。あとは■■■さんの娘婿の■■■■■さんが中心というか1人で耕作していますけども、その■■■さんと■■■さんと3人で現地を見ながら話を聞いてきました。■■■■■さんは今言ったように砂利採取をしたいということで、その採取後には山土をもって埋め戻しますという話のないようなのですが、場所が■■■■■■■■■の■■■のある側のすぐそばの田んぼです。県道のすぐそばの田んぼですけども、■■■■■さんにきいたところ、あの田は地盤というか、そこが平らでないので浅いところから深いところまであり、深いところがかなりでこぼこで急に深くなるので機械が動きにくいという工作に非常に今まで苦勞していた土地みたいです。周りの状況は、田んぼが3枚並んでいますけども、今回はしませんけども、その下のものも計画は有るみたいです。

その後ろのほうには畑がありますけどもその畑に行く道路と今回掘る道路というのはちょっと丁字路みたいになっていますけども、その辺の行き交いは十分出来ますよという話でした。今言ったように県道のそばですので民家が周辺にありますけども、その周辺の人たちからの合意も得ていますという、■■■■■さんの話でした。後は水利組合ですとか、そういうところも許可を得ていました。なので、貸人の■■■■■さんの田が直れば今後は耕作しやすくなるのかなという期待もしていますので、近隣の人たちの了解も得ているということで、この一時転用について問題ないのかなと判断しました。

議長 質問がありましたらご発言をお願いいたします。ございませんか。  
無いようですので質疑を終結いたします。直ちに採決いたします。議第19号番号1について、申請どおり許可妥当の意見を付して、県に進達することにご異議無い方の挙手を求めます。

(全員挙手)

異議ないようでございますので、議第19号番号1について、申請どおり許可妥当の意見を付して、県に進達することにいたします。

議長 それでは報第6号「農地法第18条第6項の規定による通知について」を上程します。事務局に報告を求めます。

(報告)

議長 その他「農地法第3条第1項の許可を要しない権利取得の届出の受理について」を上程いたします。事務局に報告を求めます。

(報告)

議長 本日の議案は以上でございます。以上をもちまして、第7回小国町農業委員会総会の全日程を終了いたします。本日は大変ご苦勞様でした。

(午後3時30分)